

防災シンポジウム
「新型コロナウイルス感染症蔓延下の災害対応」

新型コロナウイルス感染症に対応した避難のあり方

令和 2年7月10日

大阪府 危機管理監
橋本 正司

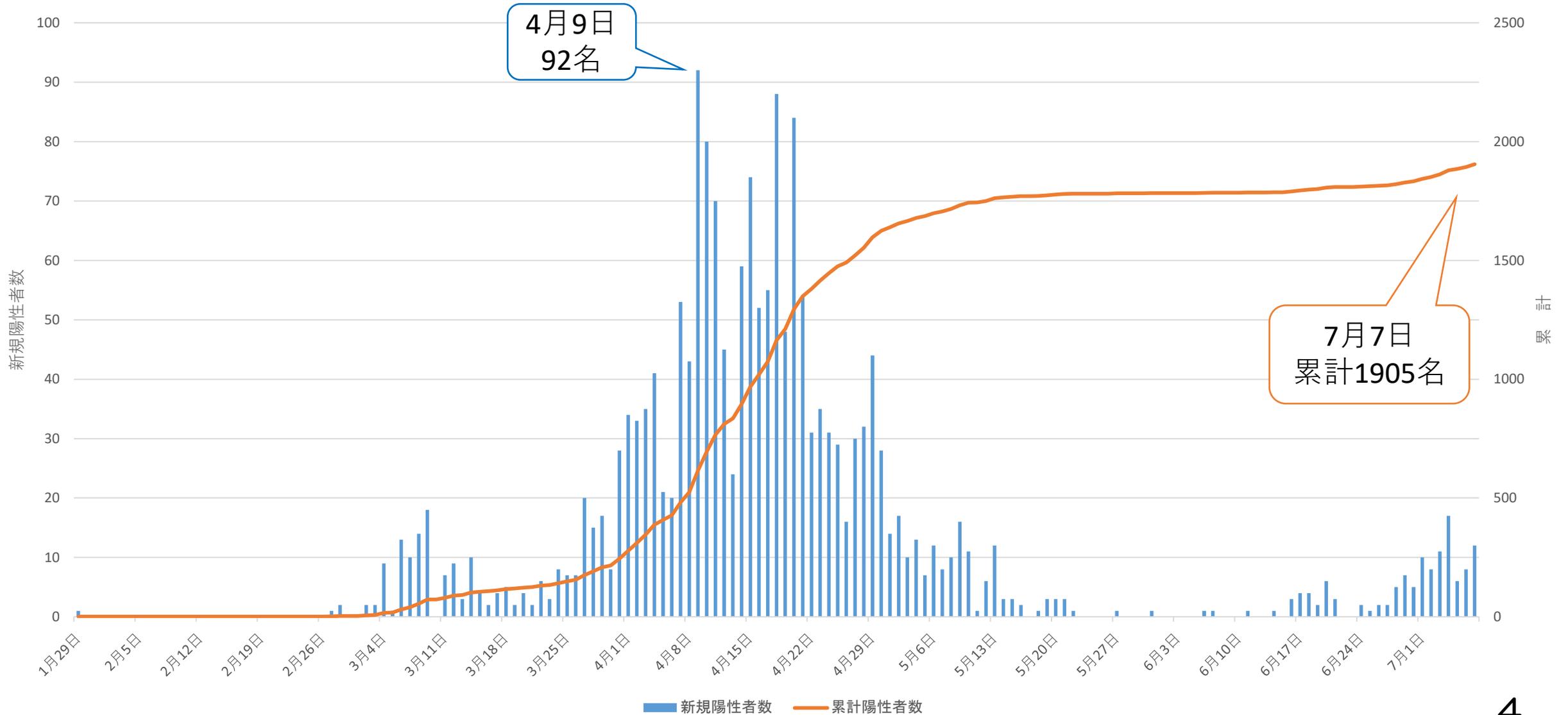
<概要>

- 新型コロナウイルス感染症の状況及び大阪府の対応について
- 災害時における避難のあり方について
- 避難所運営マニュアル作成指針
(新型コロナウイルス対応編)について
- マニュアル作成後の取組みについて

新型コロナウイルス感染症の状況及び 大阪府の対応について

新型コロナウイルス感染症の状況 〈大阪府域〉

新規陽性者数の推移



新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組み

【国】

緊急事態宣言 令和2年4月7日から令和2年5月21日〈大阪府域〉

【大阪府】

緊急事態措置

- 外出自粛要請 令和2年4月7日から5月22日まで
- イベントの開催自粛要請 令和2年4月7日から5月22日まで
- 施設使用制限の要請 令和2年4月14日から5月31日まで
- 軽症患者等のための宿泊療養施設の確保と対応
⇒ 病床数を確保するため、軽症患者等のために市内ホテル1500室余りを準備。業者と協力しつつ、患者の搬送支援と宿泊支援を実施。

分析事項	モニタリング指標	7月7日 現在	府民に対する 警戒の基準	府民に対する 非常事態の基準	府民に対する 警戒・非常事態解除の基準
(1) 市中での感染 拡大状況	① 新規陽性者における感染経路 不明者 7日間移動平均前週 増加比	3.06	① 2以上 かつ ② 10人以上	—	② 10人未満
	② 新規陽性者における感染経路 不明者数 7日間移動平均	7.00			
(2) 新規陽性患者 の拡大状況	③ 7日間合計新規陽性者数	72 (26)	120人以上 かつ 後半 3日間で半数以上	—	—
	④ 直近1週間の人口10万人 あたり新規陽性者数	0.82	—	—	0.5人未満
(3) 病床のひっ迫 状況	⑤ 患者受入重症病床使用率	1.6%	—	70%以上 (「警戒(黄色)」信号が点灯 した日から起算して25日以内)	60%未満
【参考指標】	⑥ 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	2.3%	—	—	—
【参考指標】	⑦ 新規陽性者における感染経路不明者の割合	75.0%	—	—	—

修正「大阪モデル」による感染拡大防止の推進 次の波におけるステージ毎の対応方針

	イエローステージ（警戒）		レッドステージ（非常事態）	
	①	②	①	②
■ 府民への呼びかけ	（これまでの取組みのさらなる徹底） ・新たな生活様式（三つの密（密閉・密集・密接）の回避等）の徹底 ・重症化や死亡のリスクが高い方（高齢者、基礎疾患のある方）にクラスター発生施設や立地地域への外出にあたっての注意喚起、家族・親族間における感染防止の注意喚起 ・国の新型コロナウイルス接触確認アプリ、又は追跡システム登録の徹底 ・クラスター発生施設及び疑いのある施設の利用者へのPCR検査受診の呼びかけ・積極検査の実施	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染防止宣言をしていない施設への外出自粛	（イエロー①の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染拡大防止に必要と考えられる施設への外出自粛 ・府県間移動の自粛	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設、その他感染拡大防止に必要と考えられる施設への外出自粛 ・重症化や死亡のリスクが高い方が利用されているデイサービスやショートステイほか、通所系福祉サービスを可能な限り利用自粛
■ イベント	（これまでの取組みのさらなる徹底） ・ガイドラインの遵守の徹底 ・追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の徹底		（イエロー①の取組に加え） ・府主催イベントの自粛 ・その他、国からの要請に基づくイベントの自粛	（左記の取組に加え） ・ガイドラインが遵守されていない場合には自粛
■ 施設	（これまでの取組みのさらなる徹底） ・ガイドラインの遵守の徹底（感染防止宣言の呼びかけ） ・追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の徹底 ・施設内での感染拡大が懸念される社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、デイサービス等）へのあらためての注意喚起 ・クラスター発生施設及び疑いのある施設に対する従業員へのPCR検査受診の協力	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染防止宣言をしていない施設の休止	（イエロー①の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染拡大防止に必要と考えられる施設の休止	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設、その他感染拡大防止に必要と考えられる施設の休止
■ 学校	・授業形態は、平常授業 ・教室の人数は、通常（40人まで） ・感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）について、感染防止対策のさらなる徹底		・授業形態は、分散登校・短縮授業・オンライン授業 ・教室の人数は、20～15人程度 ・感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）を実施しない	

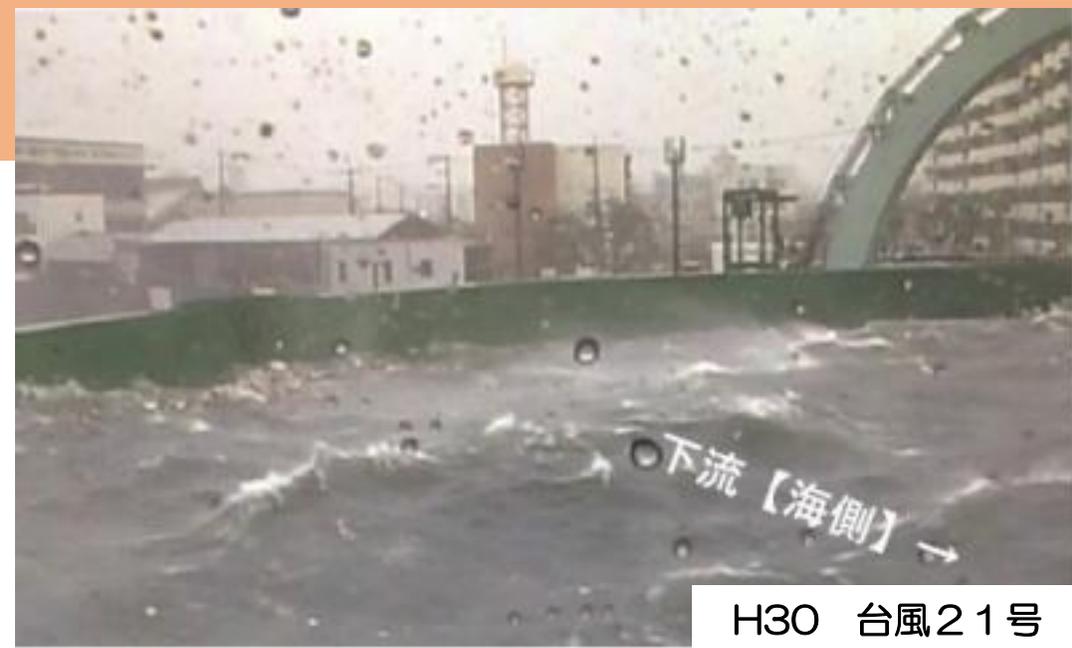
低

病床使用率

高

※レッドステージでは、上記取組に限らず、感染状況を踏まえ感染拡大防止に必要と考えられる措置を実施。
 （例:生活維持に必要な場合を除く外出自粛 など）

災害時における避難のあり方について



◇ 近年の災害認識

- **広域化**
令和元年台風19号：関東～東北の広域にわたり被害
- **激甚化**
線状降水帯、大型台風の直撃などにより大きな被害が発生
- **頻発化**
数十年に一度のレベルの風水害が毎年発生

新型コロナウイルス感染症蔓延下における避難のあり方

- ハザードマップ等で自分のいる場所が安全か？避難が必要か？を確認
- 多様な避難場所の確保、可能な限り多くの避難所の開設が必要
- 安全な自宅での待機、親せきや友人の家等への避難の検討を周知
- 感染を恐れて車やテントでの避難が出ることも想定した支援が必要

災害時における避難のあり方

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は避難することが原則**です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する避難場所、避難所が**変更・増設**されている可能性があります。災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。やむをえず**車中泊**をする場合は、浸水しないよう**周囲の状況等を十分確認**して下さい。



避難行動判定フロー

スタート!

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

*ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、自宅の外に避難が必要です。

例外

*浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

*土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

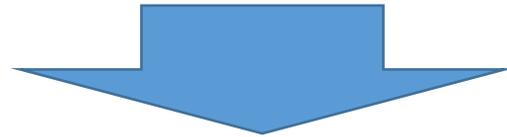
警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

避難所運営マニュアル作成指針(新型コロナ
ウイルス対応編) [6月3日 大阪府] について

避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス対応編）

- ◇災害時においては、新型コロナウイルス感染症の対策を徹底し、適切な避難所運営が必要。
- ◇市町村における避難所運営マニュアルを準備しておく必要。



大阪府では、「避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス対応編）」を策定し、市町村のマニュアルの充実を支援

『避難所運営マニュアル作成指針』（新型コロナウイルス感染症対応編）

府域では感染拡大が抑制するも、治療薬やワクチンの開発がされるまでは新型コロナ対応は長期化
 ⇒ 今後も「ウイルスとの共存」を前提しつつ、災害対応を考慮する必要

従来の『避難所運営マニュアル作成指針』



（新型コロナウイルス感染症対応編）

各市町村が新型コロナを踏まえつつ、避難所運営にあたり考慮すべき事項を具体的に記述

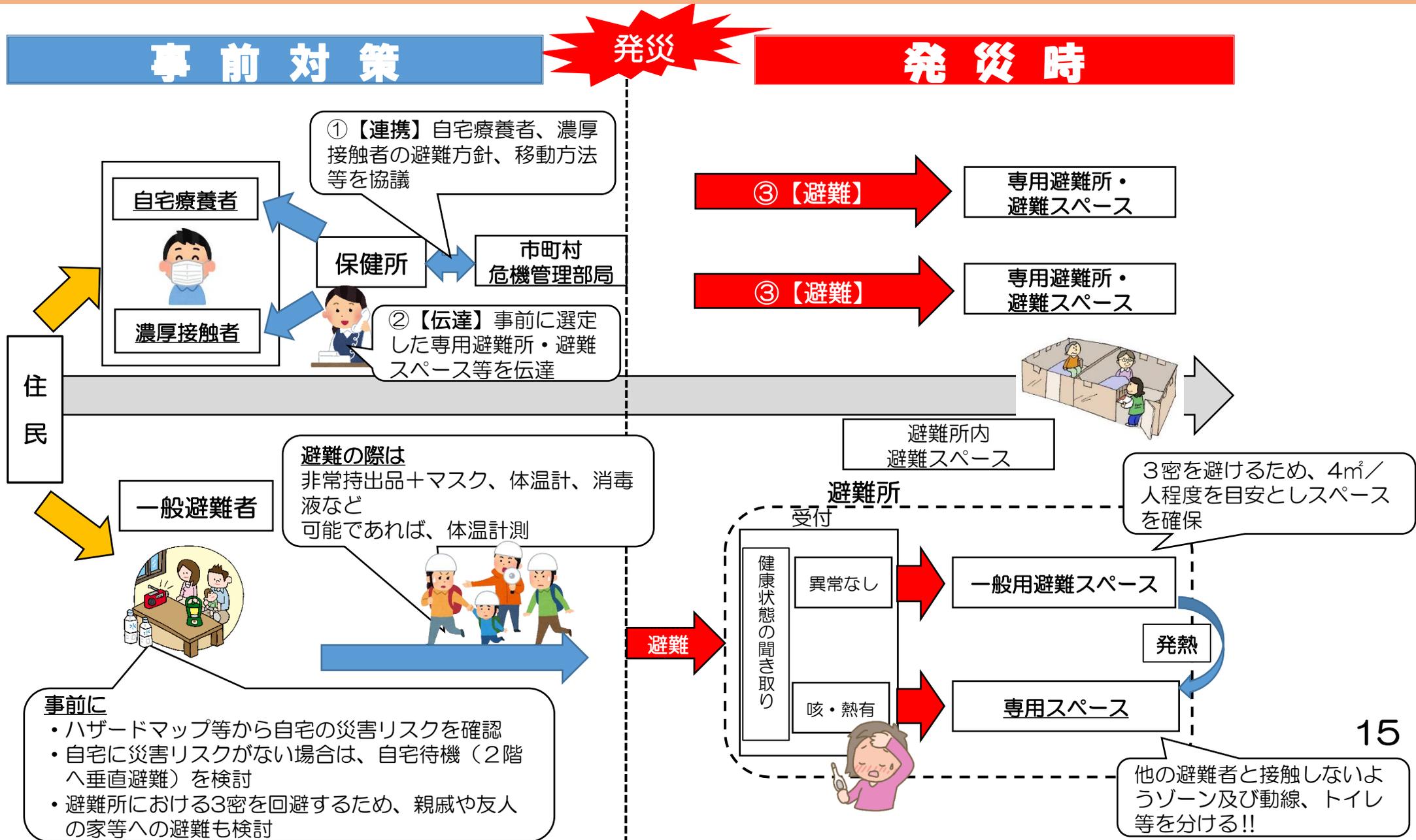
【避難所運営のポイント】

<p>新型コロナウイルスを知る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルスの特徴等を理解し対策をとる ⇒「<u>3つの密</u>」にならないような対策の徹底 ■ 専門的知見を有する保健所との連携が必要
<p>多様な避難所等の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定避難所に加えて、 ⇒自宅が安全な場合は、<u>在宅待機</u>（2階へ垂直避難） ⇒<u>親戚や知人宅</u>など安全な場所がある場合^①「分散避難」 ■ 管内あるいは府内に所在する<u>ホテルや旅館等</u>の活用 ■ 学校における使用していない<u>空き教室等</u>の活用 など
<p>避難所における感染防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難所等における感染防止を図るため、 ⇒自宅療養者、濃厚接触者及び一般の避難者のための避難所・避難スペース区分 ⇒避難所における、世帯間の空間確保や発熱者への対応 ⇒避難所における「人と人の距離の確保（世帯間で1～2m以上の間隔、<u>一人当たり4㎡程度</u>を目安）」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」など感染防止の徹底 など

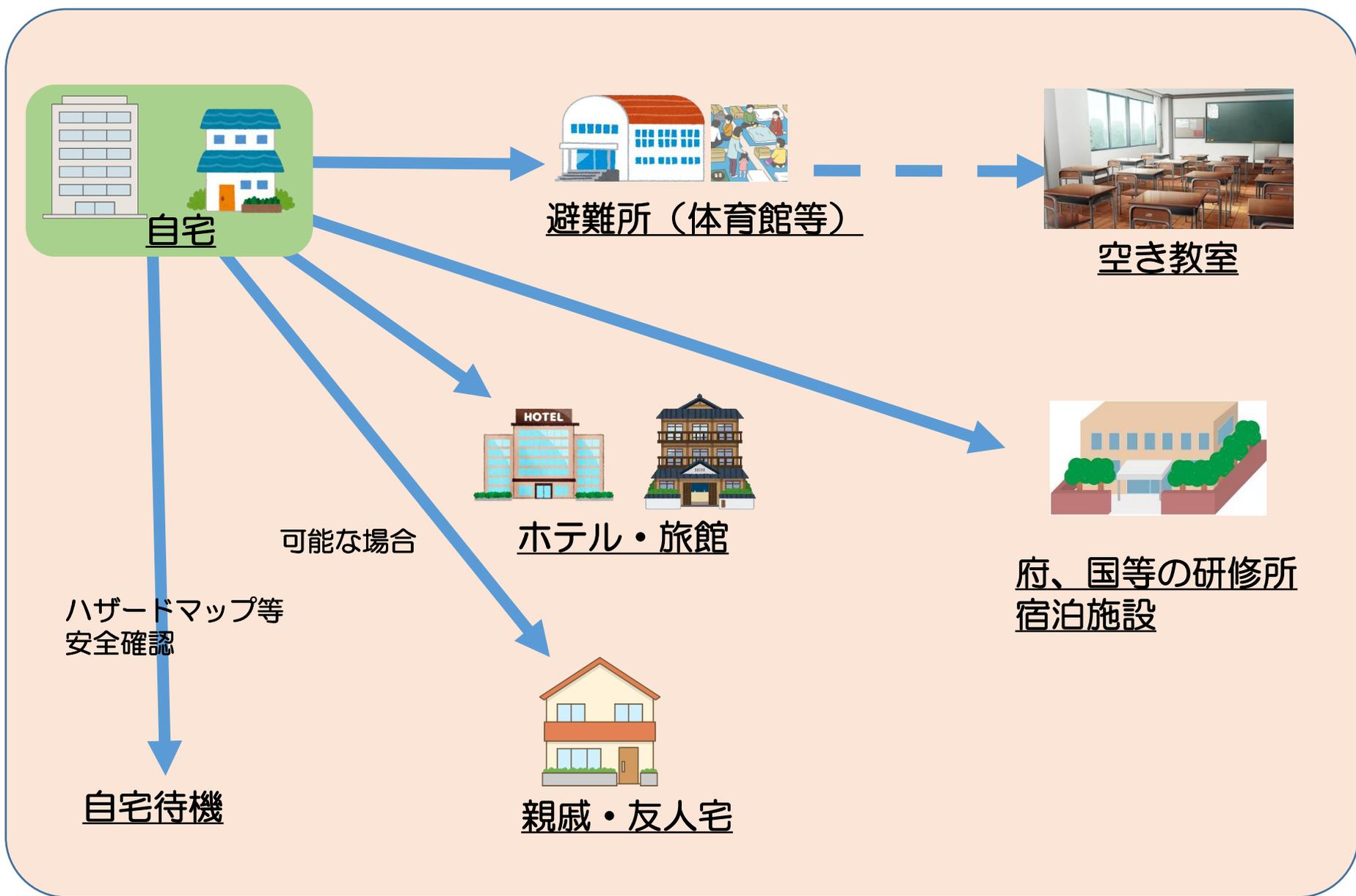
追加点①

追加点②、③

『避難所運営マニュアル作成指針』（新型コロナウイルス感染症対応編）の主なポイント



作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）の主な追加点（①多様な避難所等の確保）



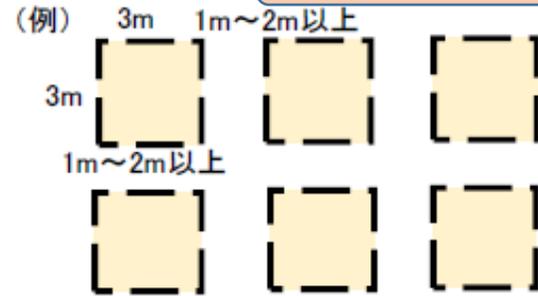
作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）の主な追加点（②避難所レイアウト（例））

<従来>



<短期間避難の場合>

テープ等による区画表示

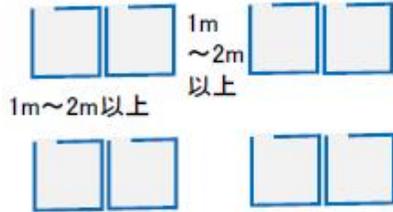


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

<長期間避難の場合>

テントを利用した場合

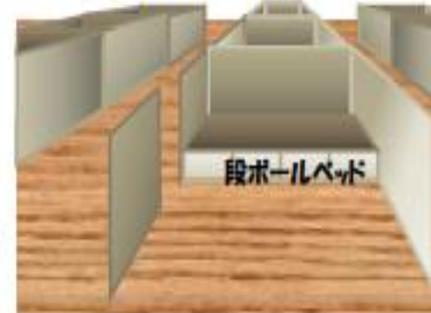
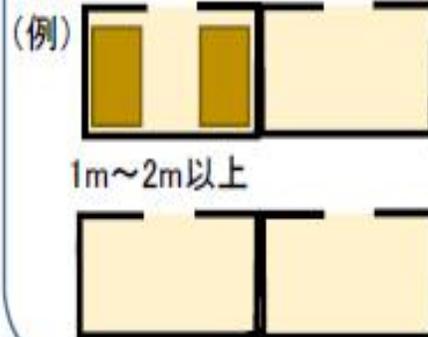


- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要



パーティション等を利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

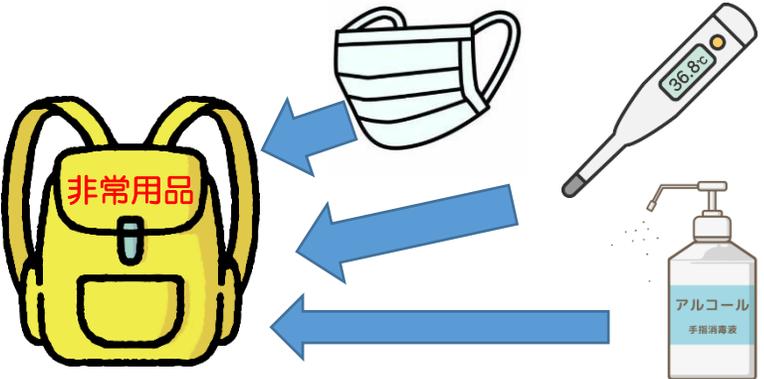


パーティション



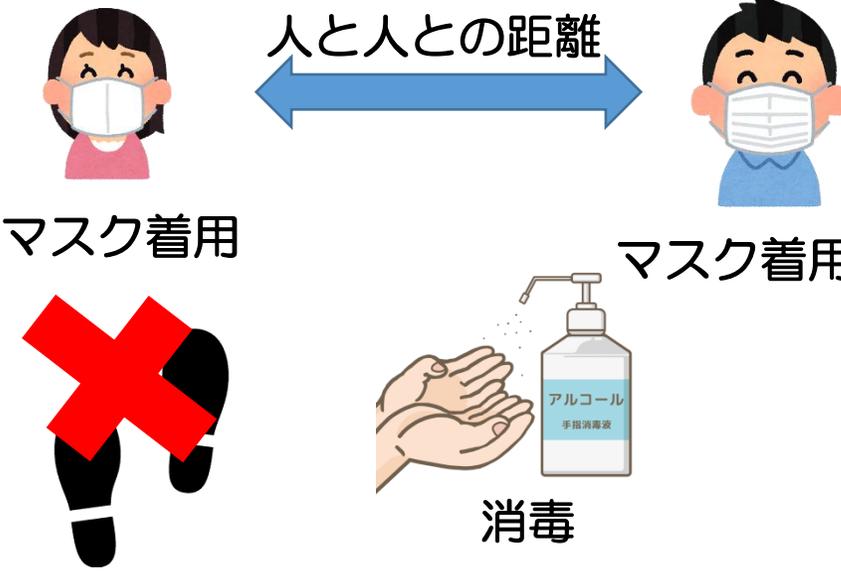
カーテン

■ 災害時は「まず命を守る行動」
→ 躊躇なく行動
(あらかじめ避難先を決定)



携行お願いします！

■ 避難所では…
→ 「うつさない・うつらない」配慮



人と人の距離

マスク着用

マスク着用

土足厳禁

消毒



マニュアル作成後の取組みについて

マニュアル作成後の取組みについて

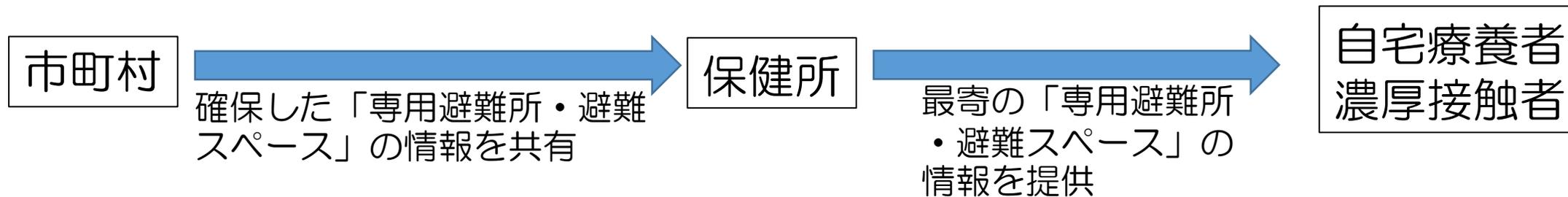
◇ 避難所における感染症対策の定着に向けた取組み

- 市町村と保健所の連携体制を確立
- 避難所開設・運営訓練を実施
- 備蓄物資の見直し
- 国・府所管施設、ホテル・旅館等を避難所として活用

マニュアル作成後の取組み（市町村と保健所との連携体制の確立）

◇ 府内（危機管理室と健康医療部）における調整

自宅療養者及び濃厚接触者に関する情報共有の在り方を確立



◇ 市町村（危機管理部局）と府立保健所との連携支援

市町村（危機管理部局）と府立保健所との相互の窓口担当者の連絡先を通知（6月18日）

⇒保健所設置市を除く、府内34市町村のうち24市町村で連携体制を構築済残る10市町村も保健所からアプローチしながら体制構築中

◇ 市町村向け研修会を実施（6月25日・26日）

- ・ 国の動き、府としての取組状況などを情報共有
- ・ 市町村担当者との意見交換

マニュアル作成後の取組み（避難所開設・運営訓練）

【目的】

避難所運営マニュアル作成指針(新型コロナウイルス感染症対応編)に基づき、これまでの避難所開設・運営との違いについて、実地で確認を行う。

【内容】

・日 時：7月22日（水）調整中

・場 所：元堺市立原山台ひかり小学校

・訓練項目：○総合、個別受付の設置・運営

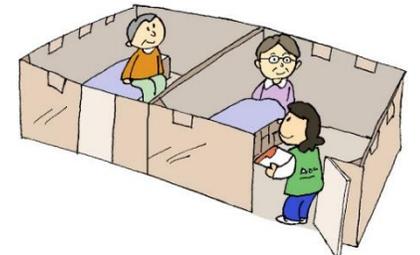
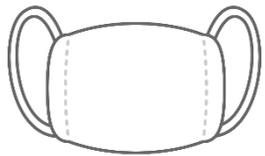
- ・一般避難者や要配慮者、発熱者等の振り分け等について確認
- ・感染症対応に必要な物資の確認

○一般避難者スペースの設定

- ・十分な空間確保方法について確認（テープ表示、パーティション設置など）
- ・消毒清掃ポイントの確認
- ・換気方法の確認

○発熱者等専用スペースの設定

- ・ゾーン設定や動線分け方法の確認



府内市町村職員の見学が可能です！

マニュアル作成後の取組み（備蓄物資の見直し）

- ◇ 大阪府域救援物資対策協議会（府内市町村と府で構成：7月16日（木）15：00～実施予定）で決定
 - ① コロナ感染症対策等に必要な品目の追加
 - ② 各品目の備蓄目標数量・期間を設定

- ◇ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄情報の共有

大阪府では緊急的に、簡易ベッド、パーティションなど必要な備蓄物資について予算措置し、台風期までに備蓄の予定

マニュアル作成後の取組み

(国・府所管施設、ホテル・旅館等を避難所として活用)

〈国・府所管設〉

国・府施設のリストを市町村に提示 ⇒市町村において避難所として活用検討を！

〈ホテル〉

国が取りまとめた避難所活用に前向きなホテルのリスト

- ・府内 111施設

うち、93施設が大阪市内

管内に施設のない市町村が33市町村

⇒府として、大阪市以外の市町村も活用することができるよう、
各施設と利用方法や料金の考え方をまとめた基本協定を締結する予定

〈旅館〉

大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合(旅館の組合)と府で防災協定の締結準備中

24

◎これらの協定が締結でき次第、各市町村に情報提供し、災害発生時に活用を！

マニュアル作成後の取組み

(国・府所管施設、ホテル・旅館等を避難所として活用)

■ 府有施設の利用例

柏原市・富田林市・泉佐野市・貝塚市が
指定避難所となっている府立高校の教室部分を新たに活用

■ 市町村独自の開拓例

- 泉大津市が住友ゴム工業（株）泉大津工場（体育館・駐車場：約500人収容）と協定
- 摂津市が三星ダイヤモンド工業（株）（会議室：約100人収容）と協定

ご清聴ありがとうございました